

光地区消防組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月16日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合条例第6号

光地区消防組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例

(光地区消防組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第1条 光地区消防組合職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和47年光地区消防組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲」とする。

(光地区消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 光地区消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和47年光地区消防組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(光地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和47年光地区消防組合条例第11号)第2条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当に相当する額を除く。))」を加える。

(光地区消防組合職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 光地区消防組合職員退職手当支給条例(昭和48年光地区消防組合条

例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「光地区消防組合職員定数条例(昭和47年条例第5号)に定める職員で消防長の事務部局の職員をいう。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員をいう。」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。